

## 平成26年西東京市教育委員会第5回定例会会議録

- 1 日 時 平成26年5月20日（火）  
開会 午後2時04分 閉会 午後3時15分
- 2 場 所 保谷庁舎4階 第3会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委員長職務代理者 宮 田 清 藏  
委 員 森 本 寛 子  
委 員 高 橋 ますみ  
委 員 米 森 修 一  
教 育 長 江 藤 巧
- 5 欠席委員 委 員 長 竹 尾 格
- 6 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉  
教 育 部 特 命 担 当 部 長 坂 本 眞 実  
学 校 運 営 課 長 宮 坂 哲 史  
教 育 指 導 課 長 田 中 稔  
教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 内 田 辰 彦  
指 導 主 事 宮 本 尚 登  
教 育 支 援 課 長 渡 部 昭 司  
教育部副参与兼社会教育課長 山 本 一 彦  
公 民 館 長 田 中 政 治  
図 書 館 長 奈 良 登喜江
- 7 事務局 教育企画課課長補佐 岡 本 範 子  
教育企画課企画調整係長 倉 本 直 子
- 8 傍聴人 1人

平成26年西東京市教育委員会第5回定例会議事日程

日 時 平成26年5月20日（火） 午後2時から  
場 所 保谷庁舎4階 第3会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第26号 西東京市教育支援推進プラン ～ 一人ひとりを大切にする  
教育の推進に向けて ～ 平成26年度～平成30年度
- 第 3 議案第27号 西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業  
計画（平成26～28年度）
- 第 4 報 告 事 項 (1) 平成 25 年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学  
状況  
(2) 平成 25 年度西東京市図書館利用者アンケート調査報告
- 第 5 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成26年第5回定例会  
(5月20日)

議事の経過

○宮田委員長職務代理者 ただいまから平成26年西東京市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

なお、都合により、委員長職務代理者が委員長にかわりまして会議を進めますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は森本委員にお願いいたします。

---

○宮田委員長職務代理者 日程第2 議案第26号 西東京市教育支援推進プラン ～ 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて ～ 平成26年度～平成30年度、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第26号 西東京市教育支援推進プラン ～ 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて ～ 平成26年度～平成30年度の提案理由を説明申し上げます。

平成26年度から平成30年度までの西東京市教育支援推進プランにつきまして御決定をいただきたく、御審議をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○渡部教育支援課長 西東京市教育支援推進プラン ～ 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて ～ 平成26年度～平成30年度について、説明させていただきます。

西東京市教育支援推進プランは、新たに策定されました西東京市教育計画に新たな基本方針として載せられました「一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて」をより具体的に実現させるため策定したものでございます。当市の特別支援教育についての課題の整理と検証を目的に設置されました西東京市特別支援教育検討委員会での検討内容並びに特別支援教育に関する専門家チーム委員の助言、また、西東京市教育計画策定のためのアンケート調査結果及び平成26年2月に実施しました教育講演会でのアンケート結果を反映させたものでございます。

それでは、内容につきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案の計画書の表紙を1枚おめくりいただきまして、はじめにの下段、囲みの部分でございます。ここには、当市の特別支援教育の考え方として、教育的な支援は全ての子どもに対し、教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うという考えから、特別な支援ではなく教育支援として推進することを示しています。

1ページをお願いいたします。第1章では、プランの背景としまして、1、国、東京都、西東京市の動向をお示ししております。

(1) 国の動向の主なものといたしましては、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進がでございます。共生社会とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことであり、このような社会の形成に向けて特別支援教育を着実に進めていく必要があること

が記されています。

(2) 東京都の動向の主なものといたしましては、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に示される特別支援教室構想がございます。通常の学級に在籍する発達や情緒に関して支援が必要な児童・生徒に対して、全ての小・中学校に設置する特別支援教室において指導を行うことにより、支援の充実を図るものでございます。

2ページをお願いいたします。(3) 西東京市の動向では、平成22年度に設置しました西東京市特別支援教育検討委員会並びに作業部会、また、特別支援教育専門家チーム会議での検討内容から、全ての子どもたちに対して一人ひとりに必要な教育支援を行うことを基本的な考えとすることを記しております。

6ページをお願いいたします。2、西東京市における教育支援の現状でございます。

(1) 通常の学級の現状では、7ページをお願いいたします。昨年度のことといたしまして、全小学校にスクールカウンセラーの配置につきまして記しております。

(2) 特別支援学級の現状では、小・中学校の特別支援学級の設置状況。8ページをお願いいたします。固定制の特別支援学級の在籍児童・生徒数の推移。9ページをお願いいたします。通級指導の利用児童・生徒数の推移をあらわしております。

(3) 不登校に関する教育支援では、適応指導教室「スキップ教室」の現状。11ページをお願いいたします。不登校ひきこもり相談室「N i c o m o ルーム」の現状について記しております。

(4) 日本語指導に関する教育支援では、日本語適応指導と関係機関との連携について記しております。

12ページをお願いいたします。3、発達障害に関する教育の問題及び背景でございます。

(1) 発達障害に関する教育への注目、(2) 情緒障害教育の変遷と現状、(3) 西東京市の状況につきましては、ここでは発達障害と情緒障害に関する考え方の変化を的確に捉え、教育の内容を最新の実情に合わせて検討することを記しております。

13ページをお願いいたします。第2章では、西東京市教育支援推進プランの基本的な考え方を示しております。

1、西東京市教育支援推進プランの位置づけとして、西東京市第2次総合計画及び西東京市教育計画と本プランの関係を記しております。

14ページをお願いいたします。2、西東京市教育支援推進プランの期間では、本プランの期間を示しております。

15ページをお願いいたします。3、西東京市教育支援推進プランの基本方針でございます。

基本方針1、通常の学級での個に応じた支援の充実では、児童・生徒一人ひとりが抱えるさまざまな生活上または学習上の困難さなど、表面化している問題の背景を理解した上で必要な教育的支援をきめ細かく行っていくことが必要であること、また、学校での指導を進めていく中で教員による「気づき」と、家庭やここまでの支援機関の支援や指導について、情報を引き継ぎ、それらの情報を整理し、学校が組織として共有すること、これらにつきまして東京都教育委員会が打ち出しました特別支援教室の構想を踏まえつつ、校内体制を充実させ、さらに学校単位の問題ではなく教育委員会全体で対応していくシステムを構築すること

を方針といたしました。

基本方針2、特別支援学級の発展と充実では、固定制の特別支援学級について、それぞれの学級の指導の充実及び現在の二つのタイプの学級に加え情緒タイプの学級の新設について検討することを方針としております。

16ページをお願いいたします。上段は、全ての小・中学生についての個のニーズの全体構造図になります。横軸を対応すべき特性、縦軸を全般的な知的能力として、それぞれの教育の場が示されております。

中段になります。①知的タイプ「知的障害学級」では、実態に合わせた進路指導、それぞれの特性を捉えた指導上の配慮、教育課程上の工夫による対応、また、言語障害につきましては学級内での個別指導の充実について記しています。

②自閉タイプ、自閉症を中心とする「自閉症・情緒障害学級」では、一人ひとりの到達段階、認知特性を捉えて学習を計画していくこと、自閉症スペクトラムにおいて根本的な困難とされる対人関係、コミュニケーションや状況に応じた行動の課題への取組について記しております。

17ページをお願いいたします。③情緒タイプ、情緒障害を中心とする「自閉症・情緒障害学級」では、器質的な要因に由来する障害種別とは異なり、心理的な要因の関与が大きい場合、児童・生徒の成長、発達や環境の改善等により問題の改善が図られることもあることから、児童・生徒の抱える課題を根本的に捉えることが重要であり、学校外の医療、心理の専門機関との連携が必要であることを記しています。

18ページをお願いいたします。基本方針3、教育相談の発展的展開では、教育相談センターにおいて子どもの全体像を理解する高い専門性のある相談員を配置している体制を維持していくこと、また、来所による相談と相談員が学校や保育園、家庭などに出向いて受ける相談を今後も柔軟に展開し、充実を図ることとしました。さらに、問題の早期発見、早期対応や、複雑で困難な状況に対応するために部局を超えたネットワークを構築していくことを方針としています。

基本方針4、教育実践を支える情報活用と研修等の充実では、個に応じた指導の充実を図るために、教員を対象としたさまざまな研修を行うこと、また、各学校での実践の成果を共有できるように情報収集と情報発信を行うことを方針としています。

19ページをお願いいたします。第3章、具体的な施策展開でございます。

1、通常の学級での個に応じた支援の充実（基本方針1に係る施策）では、（1）各学校の校内体制を充実させる市全体のシステムの構築におきまして、施策1として、教育支援ツールの活用を進めること、施策2として、教育委員会から専門家の派遣を行うこと、施策3として、不登校未然防止対策を進めることといたしました。

20ページをお願いいたします。（2）多様な教育資源の充実では、施策4として、校内支援の充実を図ること、施策5として、通級指導の充実と設置の検討、施策6では、適応指導教室や不登校ひきこもり相談室の充実について。

21ページをお願いいたします。施策7として、外国語を母語とする児童・生徒への教育を充実させることといたしました。

2、特別支援学級の発展と充実（基本方針2に係る施策）は、（1）知的障害教育の充実と学級の整備におきまして、施策1として、知的障害教育のあり方の明確化と教育内容の充実を図ること、（2）自閉症教育の充実と学級の整備におきまして、施策2として、自閉症教育のあり方の明確化と教育内容の充実を図ること。

22ページをお願いいたします。（3）情緒障害教育の充実と学級の整備におきまして、施策3として、情緒障害教育のあり方の明確化及びその充実を図ることといたしました。

（4）副籍制度による交流等の実施の支援では、施策4として、都立特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒の利用を原則として、副籍制度の推進・充実を図ること、施策5として、副籍制度に基づく交流活動を充実させることといたしました。

3、教育相談の発展的展開（基本方針3に係る施策）は、（1）相談機能の充実として、施策1では、専門性の高い適切な理解と支援により、子どもの健全な発達・成長を支えること。23ページをお願いいたします。施策2として、研修やOJTの充実による相談員の専門性向上を目指すこと、施策3として、社会の情勢や変化をとらえ、その課題にこたえていく専門性を向上させることといたしました。

（2）部局横断的ネットワークの充実として、施策4、子どもに関する様々な問題の早期発見・早期対応、切れ目のない支援体制を目指すこと、施策5として、学校入学前後の支援の継続に関する取組を充実させることとしました。

24ページをお願いいたします。4、教育実践を支える情報活用と研修等の充実（基本方針4に係る施策）は、（1）個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の発展として、施策1では、教員等の研修を充実すること、施策2として、小・中学校での教育実践の充実のため、情報を発信していくこと、施策3として、小・中学校での教育実践を支えるための仕組みを充実させることといたしました。

25ページをお願いいたします。第4章、おわりにでは、（仮称）西東京市教育支援推進委員会を設置し、このプランの達成状況の把握と必要な研究調査を行うこととしております。

26ページは、資料編といたしまして、用語解説、西東京市特別支援教育検討委員会設置要領、西東京市特別支援教育検討委員会委員等名簿、西東京市特別支援教育検討委員会作業部会委員名簿、西東京市特別支援教育専門家チーム委員名簿を記載しております。

説明は以上でございます。

○宮田委員長職務代理者 説明が終わりました。質疑を受けます。

○森本委員 幾つか質問をお願いします。

まず、特別支援学級の、今現在、自閉タイプというのは自閉タイプと情緒タイプが混在しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○渡部教育支援課長 現在設置されております特別支援学級は、法令上の通知等に基づきます名称によりまして、知的障害学級と自閉症・情緒障害学級の二つでございます。当市におきましても、現在のところは二つの学級を設置しておりまして、御質問のとおり、現在は一緒の学級で授業が行われているところでございますが、実際には、人数的には自閉タイプのお子さんが多いという現状でございます。

○森本委員 それで、新しく情緒タイプに向けたクラスを設置していこうというふうになって

いますけれども、やはりそこで分けることの意義みたいなものがあるというふうに考えていらっしゃるということでしょうか。

- 渡部教育支援課長 自閉タイプと情緒タイプでは、背景となる要因が異なることから、個に応じた支援を行うために分けて指導するということによりまして、児童・生徒にとって実態に即した教育が行われるということで、メリットが大きいというふうに考えております。
- 森本委員 それは、市の施策として、西東京市としては三つのクラスをつくりますということとは可能なわけですか。
- 渡部教育支援課長 三つの教室をつくることは可能だというふうに考えておりますが、今後いろいろな課題もございますので、検討していくということにしていきたいと思っております。
- 森本委員 N i c o m o 関係のことなんですけれども、先日、東京都のひきこもりサポートネットが6月から訪問相談を開始するというので、市報などにも載ってございましたけれども、これとN i c o m o との関係というのはどうなっていくのでしょうか。都のサポートネットは、年齢的には中学卒業から35歳ぐらいまでというような、かなり幅の広いところでやっていると、N i c o m o は基本的に18歳以下ということですよ。その辺について、例えば東京都のひきこもりサポートネットに相談をした場合は、結局、西東京市だと、18歳以下であればN i c o m o ということになるのでしょうか。
- 渡部教育支援課長 東京都の不登校ひきこもりセーフティネットモデル事業としてN i c o m o は開設したものでございますので、連携としては、例えば東京都のほうに18歳以下の方で相談があった場合にはこちらを紹介されるということもあると思います。もちろんこちらのほうで電話相談などを受けたときに、すでに年齢が上の場合にはこちらの東京都のほうを紹介する場合もございます。ただ、実際にN i c o m o に所属していて18歳を超えた場合とかそういうときに、次に引き継ぐというようなものではなくて、今回御承知のとおり5回の家庭訪問ということですので、それ以外に、私どもとしては、例えば保健所ですとかN P O ですとか、または就職などに導いているという状況になっています。
- 宮田委員長職務代理者 ほかに質疑ございませんか。
- 米森委員 特別支援の関係で、児童・生徒が増えた場合の受け皿の先生のほうの関係で、その数とか、例えば専門性も要るような気がするんですけれども、そういう対応する側の現在の状況というものを教えていただければと思うんですけれども。
- 田中教育指導課長 当然、定数が増えれば、それに基づいた都からの配置はされるわけなんですけど、基本的には、特別支援学校等から異動される方もいらっしゃいますけれども、中には通常学級から特別支援学級にという方もいらっしゃいますので、そういう方が来た場合には、当然、学校の中でのO J Tをしていただく場合と、今回こちらのほうにも示されていますけれども、私どもの研修制度の中で育成する制度もこの中にはつくっていくと、充実するように書かれておりますので、その中で育てていく場面と二つあると思います。
- 森本委員 今の関係ですけれども、例えば通級学級ですとか特別支援学級の中で研究授業みたいなようなことが外に向けて行われるというようなことは、今現在はないのでしょうか。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 本年度は教育指導課の研修会として、特別

支援学級のそれぞれ固定学級、そして、情緒の通級指導学級、言語の通級指導学級、それぞれの種別に応じた全教員を対象とした研修会を行いまして、その研修会は、今委員がおっしゃいました研究授業、授業実践を行い、それを踏まえた上での研修会を実施する計画をしております。

また、西東京市教育研究奨励事業研究奨励グループの中に特別支援学級の小学校の先生方のグループが今年度も応募しております、その研究の中でも、それぞれの授業実践に基づいて、授業を公開しながら授業改善を図っているようなことを今進めております。

○森本委員 まず、都の特別支援教室構想は、今現在、モデル事業とかが行われていますけれども、今現在どれぐらいの段階まで考えが至っていて、今後どうなるというような見通しは立ってきているのでしょうか。

○渡部教育支援課長 今、委員、御指摘のとおり、モデル事業として平成24年度から3年間ということで4自治体で実施されているところです。その中で、報告として各市区より、効果とか課題について検証の内容が出ているところです。その中でメリットですとか、改善性が必要なことなどが公表されているところでございます。

また、東京都から正式な通知等は、こちらのほうにはまだ届いていないという現状がございしますが、報道の一部として、平成28年度から実施するというようなことが言われているところでございます。これに関しましては、当市におきましても、通級指導と併せていろいろな視点から考えていかなければいけないということで、今後、特別支援教育に関する推進委員会等を設けまして検討していくというようなことにしております。

○森本委員 是非、西東京市に合った支援教室というものができたらいいなと思っておりますので、お願いします。

あと、通級のほうの「ことばの教室」ですけれども、今年度から全小学校にスクリーニングを行っていただけるということなのですが、今現在、芝久保小と保谷小と2校で行われていますけれども、担当校が芝久保小が6校で保谷小で13校ですよね。それで、そのスクリーニングは、保谷小が13校に行かれるのでしょうか。変な話、人数はどちらも3名ずつで同じ人数なのに、6校と13校ではあまりにも大変さが違うかなと思うので、その辺はどうなるのでしょうか。

○内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 今お話しされたとおり、それぞれの担当学校、学区域としての学校はそういう違いがあるのですけれども、スクリーニングに関しては、半分半分に分けまして、その半分の学校をそれぞれの2校で担当して行うように、学区域とは別に担当校を決めて、今進めているところでございます。

○森本委員 今、やっぱりどうしても保谷小のほうが多いんですけども、でも、実際に通っていらっしゃる人数を見るとほぼ同じ人数です。ということは、こちらの感覚としては、保谷小の担当校ではやっぱり漏れているお子さんが多いのではないかなというような気がするのですが、本当だったらもう1校増えればいいなというところがあるんですが、増やせないにしても、もうちょっとスクリーニングにしる、巡回指導にしる、保谷小の担当校のほう充実していけるといいかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 今おっしゃったとおりで、本年度からスク

リーニングを始めます。これの成果を今後検証していきますけれども、私どもとしましては、このスクリーニングによって、今までそれぞれ申し込んでいなかった保谷小学校の学区のお子さん方も、スクリーニングによって、あっ、そういう必要があるんだな、あるいは保護者の方にも言語の通級指導学級のことについて御理解いただけて、また、人数的には、今、学区区域が多いので人数は増えていくのではないかというふうに考えております。

- 森本委員 是非、とてもいい指導だと思いますし、早い段階で対応していただけるというのは、子どもたちにとってもとてもいいことだと思うので、これからもよろしく願いいたします。

あと1点。副籍制度についてなんですけれども、現在も副籍制度を利用して特別支援学校に行っているお子さんが行事等に参加されている学校というのは幾つか、時々お見かけするんですけれども、今までは、市としては副籍制度についての周知というものはされてはいらっしやらなかったということですか。今回、周知を徹底しますというふうに出ていますけれども、今までは、特別支援学校に在籍している方にはそういうことの案内というものはされていなかったのでしょうか。

- 渡部教育支援課長 市からもお知らせは当然しているんですが、基本的には、特別支援学校に在籍している全ての児童・生徒に関して、特別支援学校のほうから案内が周知されているというのがあります。こういう中で利用しているというのが現状でございます。

- 森本委員 そうしますと、今までも利用されていた方というのは、どちらかというと、先方というか、行かれています方の御希望みたいなところであったと。こちらから来てくださいというよりは、向こうが希望されていらしていたということなのではないでしょうか。

- 渡部教育支援課長 そうですね。本人はいろいろ支援が必要な状況ですので、保護者の方が希望して副籍の制度を使われるということが、主なところでございます。

- 宮田委員長職務代理者 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論なしと認めます。

これより議案第26号 西東京市教育支援推進プラン ～一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて～ 平成26年度～平成30年度、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- 
- 宮田委員長職務代理者 日程第3 議案第27号 西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（平成26～28年度）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 江藤教育長 議案第27号 西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（平成26～28年度）の提案理由について説明申し上げます。

本議案は、西東京市立学校施設について、計画的に適切な老朽化対策を進めていくにあたり、基本的な考え方を整理し、これに基づく具体的な計画を策定する必要があることから、本定例会に提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りま

すようお願い申し上げます。

- 宮坂学校運営課長 それでは、議案第27号 西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（平成26～28年度）について、教育長に補足して説明申し上げます。

本計画につきましては、西東京市立学校施設について、計画的に老朽化対策を進めていくために、庁内関係部署の管理職を構成員といたします学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会により検討を重ね、去る5月2日の第19回学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会において取りまとめられたものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料の1ページをお開きください。

本市におきましては、市立小中学校28校のうち16校は、昭和30年代から40年代に建設されており、今後、次々と更新時期を迎えることとなります。適切な老朽化対策が求められる中、児童・生徒数の推移や適正配置のあり方、さらには適切な施設規模、整備内容に係る検討も必要となってまいります。本計画は、厳しい財政状況下において、これらの諸課題を整備内容に反映していくために、西東京市立学校全校を対象といたしまして、建替・長寿命化及び大規模改造等事業に係る基本的な考え方を整理し、事業計画を取りまとめたものでございます。

1、計画策定の背景では、市立学校におけるこれまでの老朽化対策の取組の状況などについてまとめられておりますので、後ほど御覧ください。

2、計画策定の必要性においては、老朽化対策を行っていく上で求められる諸課題を適切に整備内容に反映していくために、基本的な考え方を整理し、これに基づき計画を策定し、進行管理することの必要性についてまとめられております。

恐れ入りますが、2ページを御覧ください。

3、他計画との関係については、本計画は「西東京市総合計画」などの関連計画と連携を図りながら施策を進めるものであること、また、4、計画の期間では、計画の期間は平成26年度から28年度までの3年間であることなどについてまとめられております。

5、学校施設の建替・長寿命化及び大規模改造等に係る基本的な考え方においては、本事業の実施にあたっては、児童・生徒数の推移や学校を取り巻く環境の変化、また、統廃合などの課題について検討を進めながら行っていくことや、国・東京都の動向に十分注視し、有効な制度等が創出された場合には、これを積極的に活用すること、また、西東京市総合計画や同実施計画の策定に合わせて改定を行うことなどがまとめられております。

(1) 建替及び長寿命化の考え方及び――恐れ入りますが、3ページを御覧ください――

(2) 大規模改造等の考え方につきましては、本計画を策定するにあたり、必要となる事業実施の順序、条件及び財源の確保などに係る基本的な考え方について取りまとめられております。

(1) 建替及び長寿命化の考え方の①では、建替・長寿命化事業を行う順番については、基本的に建築年順とすること、ただし同一校の中で建物（棟）によって建築年が異なる場合については、一定面積を持つ古い建物（棟）を基準とすることを述べています。②では、原則として、建築後60年を迎える前に、建替あるいは長寿命化を実施するように配慮することについて述べられています。④では、必要予算が特定の年度に集中することがないように、

平準化を図るように配慮することについて述べております。⑥では、財源については、補助金、起債等特定財源を最大限活用していくことについて述べています。⑦では、基本的に事前に耐力度調査を実施することについて述べております。

続いて、(2)大規模改造等の考え方の②では、建築後20～25年程度を目途として実施することについて述べております。⑤では、財源については、補助金、起債等特定財源を最大限活用していくことについて述べています。今後につきましては、本計画に基づき、適切に事業実施を行ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○宮田委員長職務代理者 説明が終わりました。質疑を受けます。

○高橋委員 大規模改造と長寿命化というものの違いがよくわからないんですけども、大規模改造というのは、構造的な部分ではなくということ、長寿命化というのは構造に迫る部分の補強というような意味合いでいいのでしょうか。

○宮坂学校運営課長 それでは、大規模改造と長寿命化改良事業、こちらの比較について説明申し上げます。

まず、大規模改造でございますけれども、こちらの事業は、基本的に原状回復を目的としております。建築後20年以上経過した建物について補助金の対象となっております。こちらの事業の目的としましては、建物の損耗や機能低下に対する復旧を原則とし、耐久性の確保を図る。効果としましては、建築部材の老朽化の改修をすることで、安全性を確保するとともに、教育内容、方法の変化に応じた改修を行うことで教育環境が改善できる。こういったものでございます。

また一方で、長寿命化改良事業でございます。こちらにつきましては、基本的に性能向上といったものでございます。構造躯体の長寿命化対策となっております。目的といたしましては、建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を引き上げる。効果といたしましては、技術的に通常の改修よりグレードの高い改善を行うことにより、70年から80年程度使用が可能となってまいります。また、施設の耐久性を高めることに加え、ライフラインの更新、教育内容、方法の変化への適応や省エネ化などの社会的要請に応じた整備を実施し、機能を向上させることも加えられております。

比較としましては、以上でございます。

○高橋委員 ありがとうございます。子どもにとって学習環境はとても大切だと思いますので、大変ありがたいんですけども、例えば清潔で気持ちがいいお手洗いとか、そういった部分はどちらになるんですか。やっぱり大規模改造のほうに入りますか。

○宮坂学校運営課長 清潔で気持ちがいいトイレといった具体的なお話でございます。通常、改修につきましては、学校要望によって、大規模改造を行わなくても個々に対応はしているものでございますけれども、特に大規模改造を行う際には、ほとんどの場合、トイレの改修は行っております。

○高橋委員 行いますか。

○宮坂学校運営課長 はい。この場合、地表に出ている便座、便器等以外に、床下の配管についても対応する場合がございます。

○高橋委員　そうですか。では、大規模改造を行う際には、お手洗いやきれいになるということですね。

○宮坂学校運営課長　はい。

○高橋委員　ありがとうございます。

○宮田委員長職務代理者　ほかにいかがでしょうか。

○米森委員　財源の御質問ですけれども、補助金対象なら補助金をもらうのはもうそれでいいと思いますが、あと、起債等特定財源とあるので、これは起債で賄うとかということになって、一般財源では見ないということになるんですか。そういう読み方でいいんでしょうか。

○宮坂学校運営課長　特定財源についてですけれども、例えばわかりやすくするために、今回のこのケースの中で建替えといったものを題材にしてお話ししますと、仮に事業費の2分の1が国庫補助金で賄われるとすると、その残りの50%について起債が充てられます。これまで合併特例債においては、この50%に対してかなり高率な、95%まで起債対象とすることができました。しかし現在、合併特例債制度を活用できる期間はもう過ぎておりまして、通常の教育債になりますので、75%程度となります。国庫補助金をとった残りの50%のうちの75%程度が起債になって、その残りの部分が、通常、一般財源といった考え方になります。

○宮田委員長職務代理者　よろしいでしょうか。

○米森委員　はい。

○宮田委員長職務代理者　ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

私から一つお願いというか考え方なのですが、3ページ、⑦ですが、事前に耐力度調査を実施することを基本としますと、これをやって少し新しくても具体的に耐力度がないものに関しては早くやっていただきたい。貴重な命を守るためですから、是非そういうふうをお願いしたいと思います。具体的には、高度経済成長時などには粗悪な建物がたくさんあると言われていました。そうすると、それ以前の建物、それから高度経済成長時の建物ですと、以前の建物のほうがきちんとつくってある可能性もあるわけですので、耐力度がない場合には、そういう建物の順番をひっくり返しても、その状況に合わせた建替順序にしていきたいと思いますというのが私の意見なんですけれども、いかがでしょうか。

○宮坂学校運営課長　そのように考えております。

○宮田委員長職務代理者　よろしく願いいたします。

ほかに討論はございませんか。――討論なしと認めます。

これより議案第27号　西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（平成26～28年度）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○宮田委員長職務代理者　日程第4　報告事項に参ります。質疑は、後ほど一括して行いますので、まず説明をお願いいたします。

最初に、平成25年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況について、教育部主幹、

お願いします。

- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 私から、平成25年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況について、報告いたします。

恐れ入りますが、資料の上段を御覧ください。平成25年度において、小学校を卒業した児童は1,571名でございました。そのうち公立の中学校で校区内の中学校に進学した児童が1,239名、校区外へ進学した児童が60名でございました。市外の公立中学校へ進学した児童が16名、国立の中学校が6名、私立が191名、都外へ進学した児童が31名、その他が28名となっております。その他の内訳につきましては、都立の中学校及び中等教育学校へ進学した児童が23名、インターナショナルスクールへ進学した児童が2名、海外転出を行った者が3名でございます。

続きまして、平成25年度西東京市公立中学校生徒の進学状況について報告いたします。資料の下の段の表に記載しておりますので御覧ください。

まず、中学校を卒業した生徒は1,360名でございますが、そのうち都立高等学校に進学した生徒が816名、国立高等学校が3名、私立高等学校が475名、都外の高等学校へ進学した生徒が33名、専修学校・家事手伝い等が25名、就職した生徒が3名、その他が5名となっております。その他の内訳につきましては、次年度受験希望者が1名、就職希望者が1名、海外転出が2名、高校卒業程度認定試験受験を希望している者が1名となっております。

以上でございます。

- 宮田委員長職務代理者 次に、平成25年度西東京市図書館利用者アンケート調査報告を図書館長からお願いします。
- 奈良図書館長 平成25年度西東京市図書館利用者アンケート調査について報告申し上げます。

今回の利用者アンケートの調査の目的でございますが、平成20年度に策定した「西東京市図書館基本計画・展望計画」の中で、中間年度には利用者アンケートを実施するとしており、取り組んできた事業の成果と課題を調査、分析して、今後の図書館サービスの改善と向上を図っていくための基礎資料として活用するため実施いたしました。

調査の概要でございますが、アンケートの実施期間は、平成26年1月15日から26日までの期間、図書館を利用する中学生以上の方を対象といたしました。

調査方法ですが、市内の各図書館に来館された皆様へアンケート用紙を直接配付し、館内で回答をいただきました。アンケートの回答者数につきましては1,603人で、そのうち有効回答者数は1,598人となっております。

調査項目でございますが、基本属性につきましては、市内にお住まいで、女性の利用が多いことがわかります。年代では、40歳代が22.6%と一番多いのですが、次に多い60歳代と70歳代を合わせますと33.4%と全体の3割を占め、高齢者の方の利用が多いことがわかります。また、回答者の職業を見ますと、主婦が32.9%と一番多く、次に勤労者が24.9%となっております。西東京市は駅に近い図書館施設が多いことから、勤労者の盛んな利用が読み取れます。

恐れ入りますが、2ページを御覧ください。

利用館につきましては、中央図書館とひばりが丘図書館が他館に比べ利用が多いのですが、

これは急行が停車する駅で乗客者数が多い地域であることが影響していると考えられます。

調査項目については、利用頻度、来館目的、利用しやすさや個別サービスについての満足度と重要度をお聞きいたしました。利用頻度でございますが、回答者の83%が月に数回以上図書館を利用されており、年間を通じて継続的に図書館を利用していただいていることがわかります。次に、来館の目的についてですが、最も多いのは「本や雑誌を、CD・テープを借りる・返す」で、回答の38.4%がこの項目を選択しております。次いで、「本を読む」「雑誌を読む」が続き、多くの利用者が資料を利用する目的で来館されていることがわかります。

恐れ入りますが、3ページ目を御覧ください。

利用者しやすさに関する満足度と重要度につきまして、10項目をお聞きしました。満足度につきましては、職員の対応、職員の業務知識、図書館の立地場所が高い評価をいただいております。重要度につきましては、他の利用者のマナー、読みたい本や雑誌の充実度、本や資料の探しやすさ、図書館の立地場所が高く、開館時間、職員の対応と続いております。

図書館サービスについて、11項目の設問に回答していただきました。図書館の満足度の認知度について、回答者全体の御意見とサービスを知っている方の満足度を調査いたしました。

恐れ入りますが、4ページ目を御覧ください。

回答者全体の満足度と認知度につきましては、自動貸出機、リクエスト、館内検索機が、回答者の9割が知っており、そのうち8割が実際にサービスを利用されています。続いて、図書館ホームページ、広報紙の発行、子どもへのサービス、イベントの充実となっております。利用度はやや低いのですが、認知度は一定程度高くなっております。その他サービスにつきましては、認知度は5割弱あるものの利用は3割程度となっております、サービスの周知が求められております。

図書館では、今回のアンケートの調査の結果を活用し、これからの図書館サービスの充実に努めてまいります。

以上、図書館利用者アンケート調査の結果につきまして報告いたしました。

○宮田委員長職務代理者 以上2件が報告事項です。一括して質疑を受けます。

○森本委員 図書館の調査の中の来館目的の中の勉強するというのは、これは自習をするということですか。

○奈良図書館長 そうです。

○森本委員 今現在、自習ができる図書館というものは幾つあるのでしょうか。

○奈良図書館長 保谷駅前図書館が1箇所あるだけです。

○森本委員 だけですか。わかりました。ありがとうございます。

○宮田委員長職務代理者 私から一つ質問なんですが、他の利用者のマナーというのが3.8と高いんです。これはマナーがいいから高いのか、悪いから高いのか、どちらなのでしょう。

○奈良図書館長 重要度としてお聞きしたものですから、具体的にどちらかというのは、ここからでは読み取れないんですが、大体の方が利用者のマナーは大事だよという認識ですということなんです。これが、図書館の利用については大事ですよという認識だということなんです。

○宮田委員長職務代理者 いや、認識はそうなんですが、実際問題として、マナーが悪いから

と言われるかどうかを明確にしてもらわないと、これをどういうふうに捉えたらいいかわからないのではないのでしょうか。

- 奈良図書館長 今回その他の意見ということで書かれている自由欄の回答はお載せしなかったのですが、図書館を利用するマナーがあまりよくないというふうにお書きになった方もいらっしゃるので、それに対して図書館が対応しなさいという御意見もいただいています。
- 宮田委員長職務代理者 結局、隣同士でお話ししていたとか、そういうときの対応は具体的にどういうふうにされているのでしょうか。
- 奈良図書館長 お話をしている場合は、声が響いてしまう場合は、図書館の職員が行きまして注意するんですが、多くは、例えば新聞を一度に2紙とったから1紙ずつにしなさいとか、そういった少ない資料で利用が高い資料に対しての使い方のマナーの御指摘が多いということです。
- 宮田委員長職務代理者 だから、1紙ずつにしてくださいとか、図書館としては時々回遊とか、見て、言っているんでしょうね。
- 奈良図書館長 ただお声をかけるだけではなくて、張り紙もしております。
- 宮田委員長職務代理者 気持ちよく利用するには、やっぱりマナーはものすごく大事だと思いますので、その辺は、いいほうで評価がいいんだったら大いに結構なんですけど、悪いほうだとしたら改善するように、よろしくをお願いします。  
ほかにございますか。
- 米森委員 中学校の生徒の進学状況のところ、西東京はわかるんですけども、都立6割で大体安定しています。都立と私立に区分けされると思うんですけども、都内で、極端なところもあるかもしれませんが、大体平均といったら悪いんですけども、普通の傾向なんではないでしょうか。
- 田中教育指導課長 およそ上下の差は若干ありますけれども、6割、7割で安定しているというのが実態だとは思いますが。これからしっかりと数値データが出てきたところで、またお知らせすることはできると思います。西東京は標準的なところだなという印象はあります。
- 米森委員 そうですか。わかりました。
- 宮田委員長職務代理者 ほかに御質問等はございます。
- 高橋委員 中学の進学状況のところの専修学校・家事手伝いなどの方が25名いらっしゃるんですけども、具体的に家事手伝いという方がどれくらいかというのは把握していらっしゃいますか。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 ここの25名の内訳といたしまして、専修学校に進学した生徒が14名ございます。残りの11名につきましては、家事手伝い等ということでございますけれども、こちらにつきましては、家庭の事情等を含めて、進学あるいは就職の希望がない者について11名というふうにご認識しております。
- 高橋委員 わかりました。ありがとうございます。
- 田中教育指導課長 先ほどの回答なんですけれども、実は、都立と私立の中には割合協定みたいなものが実際あるんです。つまり、私立の経営等の絡みで、一律に都のほうの定数自体を増やしていくわけにいかないもので、これがばらつきがあったとしても、全都としてのあ

る程度一定割合は図られているというふうな実態もありますので、そこのところはまた、ちょっと手元に資料がありませんので、お知らせしたいと思います。

- 宮田委員長職務代理者 ほかにも質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

- 
- 宮田委員長職務代理者 日程第5 その他、を議題といたします。質疑を受けます。

- 高橋委員 ちょっと質問なんですけれども、この推進プランの中に不登校未然防止対策を進めますというのが具体的な施策展開の中に挙げられていて、大変いいことだと思うんですけれども、現在では、不登校の御家庭に対する対応の仕方というのは、学校によっても、先生方によっても、本当にばらつきがあって、それは仕方のないことなんですけれども、その先生方の力量に任されているというところもあると思うんです。そこを、多分この研修等の充実により理解を深めて、対応強化を図っていただくというふうに書いてあるので、これからそこに取り組んでいっていただけるのだと思うんですが、具体的な研修の内容はどういった方向で考えていらっしゃるのか。あと、そういった研修を今までなさってきましたかということ。そもそも不登校というのはどういうことなのかという、定義というんでしょうか、その考え方とかそういったことは、もう先生方は当たり前のことのようなんですけれども、そこから考えていかなければいけないというところもあると思うんです。不登校というのは、そもそもどういう状態なのかとか、その子の内面的にどういうことが起こっているのかとか、実際に出てきているその子の状況の奥にあるものをどうやって理解していくのかとか、そういう深いところまでの研修ということが必要になっていくと思うんですけれども。多分、専門的な知識になっていくと思うんですが、例えば民間の不登校対策しているスクールとかですと、そういったことまで職員の方が深く理解していらっしゃるの、こういった形で研修等を充実させていただけるのであれば、是非そのようなレベルで先生方に御理解を図っていただけたらと思いますので、その方向性を伺いたいと思います。

- 渡部教育支援課長 教員の方に、教育相談研修としまして毎年夏に研修を行っておりまして、精神科医ですとか臨床心理士が心の発達と不登校の関係などについてテーマにして、研修を行っているところです。

また、不登校対策委員会のほうには、各学校から先生に参加していただいて、その中でN i c o m o ルームですとかスキップ教室の指導員と一緒に不登校対策について考えているという現状がございます。

- 高橋委員 そういったことはずっと継続していただいていると思うんですけれども、具体的に御家庭にどういうふうにしてもらったらありがたいかと。例えば不登校の子が、たまに学校に来たときにどういうふうにしてもらったらありがたいかというような、すごい丁寧な細かいレベルでの対応の仕方というの、実際に聞いていらっしゃるのかなと。その御家庭の親御さんに、「どうしてほしいですか」と言うのはちょっと丁寧過ぎるかもしれないんですけれども、具体的にそこがもう少し充実していくといいのかなと。知識だけではなくて——知識も大事なんですけれども、何となく先生方も、大変な状況にいらっしゃる御家庭なので、そういったところまでお聞きできないというところもあるのかなと。こうやって聞

いてくれたらこう言えたのになというような親御さんもいらっしゃると思うので、そのレベルでの対応を少ししていかないと不登校が減らないのではないかなと思ひまして。

○内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 今、御指摘のとおり現実があるということで、教育指導課としましても、特に若手の教員に対して、若手研修の中で保護者対応の仕方ということで研修を進めております。そういった中で、今回は不登校ということでお話がありましたけれども、家庭のことに関わる、それが児童・生徒の学校生活に直接影響を及ぼすような内容というものはさまざまございまして、そういった内容につきまして、保護者のニーズあるいは家庭のニーズとか、今おっしゃいましたいろいろな聞き方も含め、対応の仕方も含めて、若手研修の中で研修を深めるように、今、進めているところでございます。

○宮田委員長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。

私から一つあるんですが、昨日、ASKAが覚醒剤で逮捕されました。1カ月ぐらい前に、九州のほうだったと思うんですが、校長先生が覚醒剤で逮捕されています。ニュースで大きく出まして、教育委員長が謝罪をしていたのがテレビで映っておりました。ですから、覚醒剤というものがかなり普通のところにもまん延しつつあるような気がして、非常に驚いたんです。そういう麻薬とか覚醒剤についての教員及び子どもたち、児童はそうではないと思うんですが、その保護者の方々、そういうものをどういうふうにな注意ないしは教育をしているのか。もししていなければ、私は注意喚起をしたほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 児童・生徒に対しましては、全小・中学校で年間1回以上、薬物乱用防止教室を開催いたしまして、薬物乱用防止についての理解、啓発を深めております。その講師につきましては、薬剤師あるいは警察のOBですとか、さまざまな専門の方を学校に招へいしまして、実施をしているところでございます。

○宮田委員長職務代理者 教員に対してはどうなんですか。現実に小学校長が逮捕されている。御存じですか。

○内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 はい。

○田中教育指導課長 想像を絶するような事故です。薬物乱用防止について教えなければならぬ、それも教員の長である者がそういう事故を起こすということは、決してあってはならないなというふうに思ひます。

近年、セクハラ行為についても、管理職の事例が報告されていますので、薬物乱用だけではなくて、私ども、校長イコール全て守れる人間であるというふうに信じたいところなんですけれども、やはり個別の事例をもとに話をしていくべきだなというふうに思ひています。事故の対応事例は存じ上げていて、校長のほうでも話題にすることはあるようなんですけれども、事件の詳細がどのようなものか、それをしっかり見きわめた上で、適切に指導していきたいなというふうに思ひています。

また、今、薬物であったとしても、これまで出てきた薬物以外の新たな薬物についての問題事例が報告されていて、この直近のところでは、都のほうからも国のほうからも数字が出ておりますので、新しい知識としての、これまでの知識以上のものを教員に対して何らかの形で指導していかななくてはならないという認識はしていますので、委員のほうから今お話も

あったところですから、今後の在り方については、教育指導課としてもしっかり考えていきたいなというふうに思っております。

- 宮田委員長職務代理者 校長はもとより、もっと人数の多い一般の教員も、場合によれば、私は可能性があるのではないかというふうに思っているんです。あってはならないんですが、だから、あってはならないことだから、そういうことを想定しなかったということではなくて、想定した上で十分注意喚起を、校長だけではなく一般教員も含めて、是非よろしく願いしたいと思います。
- 田中教育指導課長 適切に指導してまいりたいと思っています。
- 高橋委員 それと、今、宮田委員がおっしゃったようなことが出てくると、その先生はもちろん注意されますけれども、ふだん何事もなく、平穩無事に学校経営なさっているということは大変評価されるべきことだと思うんです。校長先生なんですけれども、それが当たり前というふうに私たちは思ってしまうんですけれども、その陰には、大変な気遣いとか、丁寧な御指導とかあると思うんです。それは、お仕事だから当たり前と言ってしまうえばそうなんですけれども、そこをもうちょっと評価して差し上げるようにできないものかなといつも思っているんですけれども。当たりの学校経営、平穩無事になさっていることがすごいことだなと私は思うんですけれども、そこはどうでしょうか。それは当たり前として、特に評価するようなことでもないのでしょうか。
- 宮田委員長職務代理者 いかがですか。
- 田中教育指導課長 悩ましい質問です。公務員であれば、何事もなければ、これが普通だなというふうに思っています。そこがベースなんですけれども、ただ、御指摘のように、何かしら起きてしまうと、その平穩無事な状態全てが否定されることになりますから、やはり各学校では、サービス事故等については決して起こしてはならないんだということについては指導していくとともに、一生懸命やっている学校については、当然、私どももいろいろところでその評価をして、周りに伝えていくと。飛び出ていることだけではなくて、陰に隠れているような、そういうふうな取組についても、教育委員会全体でよく見て、そして小さな善い行いも伝えていくというようなことについては積極的にやっていきたいなというふうに思っています。
- 高橋委員 そうでないと、副校長先生になりたくないとか、校長先生は大変だからといったことで、いい人材が上に上がっていただかなくてはならないのに、それがなかなか評価されないとなると、面白くないじゃないかというようなお話もよく聞きますので、それには私たち教育委員会の責任もあるのではないかと思います、そういった方向を考えていけるといいなというふうに思うんです。
- 宮田委員長職務代理者 ただ、隠す可能性が今度は出てくるんです、何もないように。だから、起こったところでどう処理をするか。起こるのはやむを得ない部分もあるのではないかと思うので。例えばUSBで何かしたということはあると思う。そのときに、処理をどういうふうにするかとか、体罰だってあると、そのときにどういうふうにして次につなげるかということまで含まないと。みんな隠して、見かけ上ないということになったら、もっと悪いことにもなるので、その辺は私はよく検討した結果で、本当に平穩無事で何もないとい

う状況だったら評価するという事はいいんですが、だから、その評価基準をしっかりとつくりたいといけないと思うんですけども。

- 田中教育指導課長 まず、制度として、それを表に出しやすくする制度をつくっていく、あるいは服務事故としてやった場合には、今現在は、それを隠した事案よりも、隠した事案というのは、正直に言った事案よりも量的に重くなるようなそういうふうな制度もとられています。ただ、そうはいつでも、教育委員会と学校とのそのこのところの敷居の高さというものをなるべく低くしていく、そういう意識の中で、学校から適切に報告ができるような制度は、風土というものは醸成していきたいなというふうに思っています。

ただ、服務事故は、何度も申しますけれども、公教育の全てを否定する材料にもなりますので、そのこのところについてあったものについては、しっかりと指導、助言をしていくというようなものが前提だなというふうに考えております。

- 高橋委員 よろしくお願ひします。

- 宮田委員長職務代理者 ほかに質疑はございますか。――質疑を終結します。

以上で日程第5 その他、を終わりといたします。

以上をもちまして平成26年西東京市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 15 分 閉 会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員